

# 請 願 審 査 資 料

平成26年請願第26号

手話言語条例（仮称）の制定について

平成27年2月9日

保 健 福 祉 局



# 1 請願の内容

## 請願事項

手話や聴覚障害について、市民が学び、理解し、ろう者が安心して暮らせる福岡市となることと、ろう者が意思疎通のための手段に手話を選択できる機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段に手話を選択できる機会の拡大を図ることを目的とする、市条例「福岡市手話言語条例（仮称）」の制定を求めます。

## 請願の趣旨

聞こえる人たちは「声を出す、又は声を聞く」という音声言語（日本語）を使用して、コミュニケーションを行っています。ろう者は、昔から「手指、体の動き、表情を使う、又はそれらを目で見る」という視覚言語（手話）を使用して、コミュニケーションを行ってきました。しかし法的には手話は言語として認められていなかったために、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきました。聴覚特別支援学校（旧名：ろう学校）では手話を使うことを禁止され、手話を使うことは恥ずかしいことだと教え込まれ、社会でも周囲の好奇心の目から隠れるように手話を使ってきたのです。また、聞こえる人たちとのコミュニケーションができないため、まだまだろう者や手話に対する理解が社会では進んでいません。

2006年に国連で採択された障害者権利条約は、生活・仕事・司法・参政権・医療など、あらゆる面で障がい者の権利を守り、社会に合理的配慮の責任を求めた条約です。

その条約の「定義」において、「言語には音声言語と『手話』が含まれる」ことが盛り込まれたことによって、「手話が言語である」ことが世界的に認められました。

日本においても、その条約の批准に向け、2011年に障害者基本法を改正し、その第3条（地域社会における共生等）の3項に「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」が定められました。

これにより、言語に手話が含まれること、すなわち、手話が言語であることが日本でも法的に認められるとともに、ろう者が意思疎通手段として手話を選択し、手話によって情報を取得する機会の確保やその拡大が求められることとなりました。

私たちはまず、手話が音声言語との対等な法的地位を認められたことを、市民の方々に知っていただき、今後、手話についての理解や周知を深めていただきたいと思います。

それが、ろう者に対する理解への第一歩につながります。そして手話による意思疎通手段の選択、情報取得又は利用する機会が拡大され、なおかつ保障される社会になっていくことを願っています。

以上のような理由から、私たちは手話を音声言語と同じように生活のあらゆる場面で使う、使ってもらえる社会に、手話やろう者に対して理解があり、ろう者が安心して暮らせる社会となるよう福岡市に「福岡市手話言語条例（仮称）」を制定していただけていることを心から切望するものです。

## 2 聴覚障がい者とそのコミュニケーション

### (1) 聴覚障がい者のコミュニケーション

聴覚障がい者においては、それぞれの聞こえの程度や障がいの経緯によって利用するコミュニケーション手段が異なる。

厚生労働省が実施した「平成 18 年度 身体障害児・者実態調査」によると、聴覚障がい者のコミュニケーション手段については、補聴器や人工内耳の装用が 69.2%、筆談・要約筆記が 30.2%、手話が 18.9%となっている。

#### ①手話

言語獲得期以前に最重度の聴覚障がいがあった人は、家庭やろう者間などの聴覚障がい者の社会の中で手話を覚え、コミュニケーション手段として使っている。

#### ②文字言語

成長後のある時期に事故や病気により聴覚を失った中途失聴者は、手話を覚えるより、筆談や要約筆記を利用することが多い。

#### ③補聴器

多少の音声の識別が可能な難聴者は、補聴器を着用することである程度音声によるコミュニケーションが可能である。

#### ④人工内耳

近年では乳幼児の時期に聴覚障がいと判明した人に、人工内耳を使用することで音声によるコミュニケーションが取れるようになる場合もある。

#### ⑤IT機器

そのほかにも最近の傾向として、スマートホンやタブレット端末を利用し、文字によるコミュニケーションを主に取っている方もいる。

### (2) ろう者とは

音声言語獲得前に失聴した人で、主に手話を使用している人を「ろう者」と称している。

医学的な基準では、両耳の聴力 100dB 以上の重度聴覚障がい（手帳 2 級相当）のことを「ろう」という。

### (3) 手話について

手話は、ろう者の集団のなかから自然発生的に生まれた言語で、手、身体、表情などを使って表現するもので、日本語とは異なる言語構造を持っており、独自の言語として使用されている。

聴覚特別支援学校では、聴覚障がい児が社会で幅広いコミュニケーション手段の選択が可能となるよう、文字言語や口話などの学習に力を入れており、手話そのものを教える授業はないが、手話は学校内のコミュニケーション手段として使用されている。

昭和初期においては、ろう学校（現在の聴覚特別支援学校）では、手話を禁止し、

口話法（口の形を読み取り、コミュニケーションを図る方法）が取られていた。現在は、授業をはじめとする生活場面で音声付き手話（発語と手話を同時に行う）を使用している。

### 3 福岡市の聴覚障がい者の実態

#### (1) 福岡市の聴覚障がい者数

身体障害者手帳を交付している福岡市の聴覚障がい者数は 4,091 名で、そのうち音声をもとに認識できない、2 級以上の重度聴覚障がい者数は 1,510 人(37%)である。

年度別聴覚障がい者の手帳交付数

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
3,791	3,827	3,875	3,965	4,091

(各年度：年度末現在，単位：人)

障がいの程度別交付数

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
542	968	430	695	9	1,453	4,091

(平成 25 年度末現在，単位：人)

#### 【等級と障がい程度】

- 2 級 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
- 3 級 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解しえないもの）
- 4 級 ①両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解しえないもの）  
②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
- 6 級 ①両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解しえないもの）  
②1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上，他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの

※聴覚障がいの等級は 2 級までであるが，他の障がいとの重複により 1 級と認定される場合がある。

#### (2) 手話使用者数

手話使用者は福岡市の聴覚障がい者の約 2 割と考えられる。

福岡市聴力障害者福祉協会への聞き取りによると，聴覚障がい者のうち約 800 人が手話を使用している。

また，平成 26 年 3 月の「福岡市障がい児・者等実態調査 報告書」によると，聴覚障がい者の 16.7%が手話通訳者の派遣サービスを利用しており，そこから手話を使う聴覚障がい者は 600～700 人と推定される。

### (3) 利用しているコミュニケーション支援

平成26年3月の「福岡市障がい児・者等実態調査 報告書」によると、聴覚障がい者が利用しているコミュニケーション支援については、約半数の51.5%が「何も利用していない」ということであった。聴覚障がい者が利用している支援では、「手話通訳者の派遣」が最も多く16.7%、「継続して関わることで意思を理解してくれる人による支援」が12.1%、「代筆や代読による支援」が9.1%、「その他」が12.1%となっている。

聴覚障がい者が利用しているコミュニケーション支援

		合計		2級以上		3級以下	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合
サンプル数		66	100.0%	31	100.0%	33	100.0%
利用している支援	手話通訳者の派遣	11	16.7%	10	32.3%	0	0.0%
	要約筆記者の派遣	4	6.1%	4	12.9%	0	0.0%
	代筆や代読による支援	6	9.1%	3	9.7%	2	6.1%
	情報・意思伝達機器による支援	4	6.1%	2	6.5%	2	6.1%
	わかりやすい日本語の使用	2	3.0%	1	3.2%	0	0.0%
	継続して関わることで意思を理解してくれる人による支援	8	12.1%	3	9.7%	4	12.1%
	その他	8	12.1%	3	9.7%	5	15.2%
	何も利用していない	34	51.5%	13	41.9%	21	63.6%

平成26年3月「福岡市障がい児・者等実態調査 報告書」

※合計と2級以上、3級以下の和が一致しないのは、等級不明の方がいるため。

## 4 法令における位置づけ

### (1) 障害者基本法での位置づけ

障害者基本法においては、言語に手話が含まれていることが明記されているとともに、可能な限り、その選択機会の確保、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならないとしている。

#### 障害者基本法

##### 第三条

三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

## (2) 障害者総合支援法での位置づけ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)において、市町村が、聴覚障がい者等への意思疎通支援(手話等)を行う者の派遣、及び養成を行うこととしている。

## 5 手話に関する福岡市の取り組み状況

福岡市では、法令その他の計画に基づき、以下のとおり手話に関する様々な施策を実施している。

### (1) 手話通訳者派遣

本市に居住する聴覚障がい者が、医療機関や公共職業安定所などを利用する場合、公的機関等が主催・共催する講演、会議等に出席する場合など、社会生活上外出が必要不可欠なときにおいて、適当な付き添い(通訳者)が得られない場合、手話通訳者を派遣する。

手話対応時間が1時間を超えるような場合は、複数の手話通訳者を派遣している。また、緊急時には警察・消防からの派遣依頼にも対応している。

年度別手話通訳者派遣数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
2,179	2,344	2,153	2,378	2,503

(単位：件)

※H25年度実利用者数：226人

※登録手話通訳者数

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
登録人数	60人	66人	72人	74人	80人

### (2) 聴覚障がい者情報センター

聴覚障がい者等に対し、総合的なコミュニケーション支援を行う。相談員を配置し、聴覚障がい者等の日常生活上の各種相談に応じ、また手話通訳者、要約筆記者の派遣の受付を行っている。

平成25年4月開設

### (3) 手話通訳者・奉仕員養成

聴覚障がい者の福祉向上に理解と熱意のある方を対象に、手話通訳者養成講座、手話奉仕員養成講座を実施。

年度別養成講座受講者数

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
手話奉仕員 (基礎コース)	受講者	191	180	166	171	139
	修了者	31	38	35	42	48
手話通訳者 (実践コース)	受講者	36	22	22	26	20
	修了者	11	10	3	13	7

(単位：人)

※ 手話奉仕員養成講座は手話で日常会話が可能レベルの講習を行う。(講習期間は2年間(平成27年度より1年間となる))

手話通訳者養成講座は、一般的な手話通訳が可能レベルの講習を行う(講習期間は2年間)。

手話通訳養成講座を受講するには、手話奉仕員養成講座終了後、一定の奉仕員活動の経験が必要である。

【手話通訳士について】

「手話奉仕員」、「手話通訳者」はそれぞれの自治体が認定、登録をしているものであるが、「手話通訳士」は、省令に基づき、手話通訳技能について審査・証明事業を行う法人として、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)に合格し、手話通訳士として登録を行ったものである。

手話通訳士の登録者数は、全国 3,271名、福岡市 40名、うち福岡市登録手話通訳者 23名である(平成26年7月1日現在)。

手話通訳士の仕事の一つに政見放送があり、高度な通訳技術が求められる。

(4) ろうあ者相談員・手話通訳者設置

城南区、早良区、西区にろうあ者相談員(自らが聴覚障がいを持つ職員がろうあ者の相談に応じるもの)、東区、博多区、中央区、南区に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者等の日常生活上の問題や諸手続きなどの各種相談に応じるもの。

年度別相談対応件数

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
2,232	2,293	1,603	1,085	1,786

(単位：件)

(5) 聴覚障がい者生活訓練事業

聴覚障がい者を対象とした手話教室などの生活訓練を実施。

## 6 請願に対する福岡市の考え方

手話が言語であることについては、障害者基本法に規定されている。

手話に関する具体的な施策については、障害者総合支援法に基づき、手話通訳者の派遣及び手話通訳者等の養成を行っているところであり、今後とも同行援護や移動支援等の他の障がい者サービスとの整合性を考慮しながら充実を図っていく必要がある。

一方で、手話の利用者は全聴覚障がい者の約2割であり、併せて補聴器の使用や口話、筆談、スマートホンやタブレット端末を利用した文字情報によるコミュニケーションを主に使用する方も存在する。手話に限らず聴覚障がい者が選択し得るさまざまなコミュニケーション手段の支援という観点、さらには、視覚障がい者、知的障がい者等のコミュニケーション支援も含めた広い観点で支援策を検討していく必要がある。

現在国において障害者差別解消法の基本方針の原案が示され、合理的配慮の例示としても「筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮」が掲げられているところであり、今後、障がい者が日常生活を送る上でのコミュニケーション手段の確保の観点から総合的に検討していく。

参考資料 1

手話言語条例一覧表

自治体名	鳥取県	神奈川県	北海道石狩市
人口	573,901	9,101,505	59,385
条例名称	鳥取県手話言語条例	神奈川県手話言語条例	石狩市手話に関する基本条例
施行日	25年10月11日	27年4月1日	26年4月1日
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割の明確化</li> <li>・手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項の策定</li> <li>・ろう者とうろう者以外が共生することのできる地域社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の普及等に関する基本理念を定める</li> <li>・県の責務、県民及び事業者の役割の明確化</li> <li>・手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定める</li> <li>・ろう者とうろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の手話への理解の促進を図る</li> <li>・地域における手話の使いやすい環境を構築する</li> <li>・手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与する</li> </ul>
主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の意義</li> <li>・基本理念</li> <li>・県等の責務</li> <li>・県民、事業者の役割</li> <li>・計画の策定及び推進</li> <li>・手話を学ぶ機会の確保等</li> <li>・手話を用いた情報発信等</li> <li>・手話通訳者等の確保、養成等</li> <li>・学校における手話の普及</li> <li>・事業者への支援等</li> <li>・協議会の設置等</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念</li> <li>・県等の責務</li> <li>・県民、事業者の役割</li> <li>・手話推進計画</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話により意思を伝え合う権利の尊重</li> <li>・市の責務</li> <li>・市民の役割</li> <li>・施策の推進方針の策定</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>

自治体名	三重県松阪市	佐賀県嬉野市	山口県萩市
人口	168,824	27,750	52,031
条例名称	松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例	嬉野市中心の架け橋手話言語条例	萩市手話言語条例
施行日	26年4月1日	26年7月1日	26年12月20日
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関して基本理念を定める</li> <li>・市及び市民の責務及び役割の明確化</li> <li>・総合的かつ計画的な施策の推進</li> <li>・全ての人が安心して暮らすことのできる地域社会を実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話を普及させ、地域において手話を使用しやすい環境を構築</li> <li>・市の責務及び市民の役割の明確化</li> <li>・総合的かつ計画的な施策の推進</li> <li>・手話により自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の理解及び普及に関する基本理念を定める</li> <li>・市、市民及び事業者の役割の明確化</li> <li>・市が実施する施策の基本事項を定めることにより、手話を用いて語る者が安心して暮らすことのできる又は訪れることのできるまちづくりを推進する</li> </ul>
主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念</li> <li>・市の責務</li> <li>・市民の役割</li> <li>・施策の策定及び推進</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念</li> <li>・市の責務</li> <li>・市民の役割</li> <li>・施策の策定及び推進</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念</li> <li>・市の役割</li> <li>・市民、事業者の役割</li> <li>・施策の策定及び推進</li> </ul>

自治体名	兵庫県篠山市	兵庫県加東市	北海道新得町
人 口	43,421	39,839	6,457
条例名称	篠山市みんなの手話言語条例	加東市手話言語条例	手話に関する基本条例
施行日	27年4月1日	27年4月1日	26年4月1日
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の理解及び普及に関する基本理念を定める</li> <li>・市の責務と市民の役割の明確化</li> <li>・施策の基本的事項を定める</li> <li>・あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して暮らすことのできる地域社会が実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の手話への理解の促進を図る</li> <li>・地域における手話の使いやすい環境を構築</li> <li>・手話により自立した日常生活を営み、及び社会参加をすること並びに全ての市民がろう者とともに生きる地域社会を実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の理解と普及に関して基本理念を定める</li> <li>・町、町民、事業者の責務及び役割の明確化</li> <li>・施策の基本的事項を定めることにより、全ての町民がろう者と共に生きる地域社会を実現</li> </ul>
主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念</li> <li>・市の責務</li> <li>・市民の役割</li> <li>・施策の実施</li> <li>・委員会の設置</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念</li> <li>・市の責務</li> <li>・市民の役割</li> <li>・施策の推進方針</li> <li>・推進会議の設置</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念</li> <li>・町の責務</li> <li>・町民、事業者の役割</li> <li>・施策の策定及び推進の評価</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>

自治体名	北海道鹿追町
人 口	5,619
条例名称	鹿追町手話に関する基本条例
施行日	26年10月1日
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の手話への理解の促進を図る</li> <li>・地域における手話の使いやすい環境を構築</li> <li>・手話により自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる社会の実現</li> </ul>
主な項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の責務</li> <li>・町民の役割</li> <li>・施策の推進方針</li> <li>・財政上の措置</li> </ul>

## 参考資料2 手話の文法の例示

米内山明宏監修『はじめての手話入門』ナツメ社

### 【ショッピング】

あの赤いコートは私に似合いますか？

「赤い」「コート」「あれ」「私」「似合う」（疑問文であることを表情で表現）

でも、少し大きくないですか？

「少し」「大きい」「違う」（疑問文であることを表情で表現）

小さいのを探しに行きましょう。

「小さい」「服」「探す」「行く」

### 【イベント】

土曜日にパーティをしますが、来ませんか？

「土曜日」「パーティ」「する」「来る」「あなた」（疑問文であることを表情で表現）

何時から始まりますか？

「始まる」「時間」「いくつ」「から」「あなた」（疑問文であることを表情で表現）

家はどこですか？

「家」「何」「あなた」

待ち合わせはどこにしますか？

「会う」「場所」「何」「あなた」

### 【外出】

どこに行きたいですか？

「行く」「したい」「場所」「あなた」

ディズニーランドに行きたいです。

「ディズニーランド」「行く」

私は初めてです。あなたは？

「私」「行く」「初めて」「私」「あなた」（疑問文であることを表情で表現）

子供のときに行ったことがあります。

「子供」「時」「行く」「味わう」

### 【けんか】

あなた、私の悪口を言ったでしょ。

「あなた」「私」「悪口」「言う」「同意」

誤解だよ。言ってないよ。

「誤解」「あなた」「言う」「ない」「私」